

5－4 港湾工事等海上機重作業船団長配置要領

港湾工事等海上起重作業船団長配置要領

(平成13年 3 月 30日国港建第 96号)
(一部改正 平成25年 3 月 25日国港技第117号)

1. 目 的

この要領は、港湾及び港湾海岸に係る海上起重作業を伴う請負工事において、海上起重作業船団を指揮・監督等する者（以下「船団長」という。）に適正な技術者を配置することにより、海上起重作業の安全と円滑な施工を確保することを目的とする。

2. 船団長の業務

船団長は、次の業務を行うものをいう。

- 1) 作業船団の作業方法の検討
- 2) 海上起重作業の指揮、監督
- 3) 作業船団に係る施工管理、安全管理に対する指揮、監督
- 4) 作業船団内の作業従事者に対する指導又は監督
- 5) 現場代理人等との連絡調整
- 6) 他の作業関係者との連絡調整

3. 船団長の配置

受注者は、別表に示す海上起重作業船団の船団長には、10年以上の乗船実務経験と3年以上の指揮・監督経験を有する者、もしくはこれと同等以上の能力を有する者として監督職員の承諾を得た者を配置するものとする。

なお、建設業法施行規則に基づく登録海上起重基幹技能者については、上記実務経験を有する者とみなす。

4. 実施体制の表示

受注者は、別表に示す海上起重作業船団毎に、船団長に配置する者の氏名を施工計画書に記載するものとする。

5. 資格証書等の携行

受注者は、海上起重作業船団に配置した船団長に対し、その者が船団長としての能力を有する者として承諾を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。

(別表) 海上起重作業船団

船 団 名	船 団 構 成	本 船	付 属 船				
			引 船	揚 錨 船	土 運 船	台 船	カ ッ ト 船
1. 起重機船団		起重機船又はクレーン台船	○	○		○	
2. グレラブ 渡漕船団		グレラブ 船	○	○	○		
3. 杭打船団		杭打船	○	○		○	
4. サントゞコンパゞクシヨシ船団		サントゞコンパゞクシヨシ船	○	○			○
5. サントゞトゞレーシ船団		サントゞトゞレーシ船	○	○			○
6. 深層混合処理船団		深層混合処理船	○	○			
7. ケーソシ製作作業船団		ケーソシ製作作業船	○	○			
8. コシクリートミキサー船団		コシクリートミキサー船	○	○			○
9. ハゞックホウ及びデゞイッパゞー渡漕船団		ハゞックホウ及びデゞイッパゞー船	○	○	○		
10. 揚土船団		揚土船	○	○	○		